

# 福井県報

号外第15号  
平成28年  
3月18日(金)  
火・金曜日 発行  
1月1,800円郵送料共

## 公安委員会告示

目次

○道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正(二九・交通規制課)……………1

## 公安委員会告示

### 福井県公安委員会告示第29号

道路交通法第4条第1項の規定による交通の規制(昭和47年福井県公安委員会告示第17号)の一部を次のように改正する。  
平成28年3月18日

福井県公安委員会  
委員長 菱川 健治

別表第1(3)「一方通行の道路の区間」 坂井警察署の表に次のように加える。

26 市道	春江町随応寺第24号1 0番地先から 春江町随応寺第24号1 番地1先まで	市道を北進する。	終日	車両(自 転車を除く)
-------	--	----------	----	----------------

別表第14「一時停止場所」 小浜警察署の表に次のように加える。

453 町道	高浜町安土第4号3番地1先交差点に北側から入ろうとするとき。			
454 県道(犬見 崎和田線)	高浜町和田第116号10番地先交差点に北東側から入ろうとするとき。			

別表第22「横断歩道設置場所」 小浜警察署の表に次のように加える。

474 町道	高浜町安土第4号3番地1先(安土東)	交差点	1	
475 県道(犬見崎和田線)	高浜町和田第116号10番地先(和田児童 センター前)	交差点	1	

別表第23(1)「進行方向別通行区分を指定する場所」 越前警察署の表に次のように加える。

43 市道	池ノ上町36字9番地2先 (池ノ上町)	北側から入ろうと するとき、標示の		
-------	------------------------	----------------------	--	--

別表第27(2)「車両通行帯(交差点付近等)を設ける区間」越前警察署の表に次のように加える。

			区分に従い通行すること	
43市道	池ノ上町36字9番地2先 池ノ上町交差点から	北方約30メートル ルまでの南進車線	2	終日

平成二十八年三月十八日印  
平成二十八年三月十八日発

刷行

発行人 千九一〇一八五八〇  
印刷人 千九一〇一八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一号  
福井県福井市手寄一丁目十五―二十七

福井県  
柳竹下印刷所

☎ 三三二番